瑞宝双光章　桑原幸治（各通）
瑞宝双光章　波野邦彦
瑞宝双光章　木田新治
瑞宝双光章　澤藤丼文明
瑞宝双光章　高田諒豊一
瑞宝単光章　濱田賢（准陸尉）
瑞宝小綬章　永野弘寛
瑞宝中綬章　亀山雅康
瑞宝双光章　（静岡大学名誉教授）
瑞宝双光章　榎田益世（各通）（一月十六日）
瑞宝単光章　新開三郎（以上一月十七日）
瑞宝双光章　吉田正治
瑞宝双光章　仁木隆司
瑞宝双光章　土屋邦雄
瑞宝双光章　稲垣恒雄
瑞宝双光章　家田保夫
瑞宝小綬章　町釣向市
瑞宝小綬章　後啓一郎
瑞宝小綬章　良一
瑞宝単光章　和秀夫
瑞宝単光章　徳雄
瑞宝単光章　八永井出
瑞宝単光章　十嶋芳夫
瑞宝単光章　田宮須賀子
瑞宝単光章　斎
瑞宝単光章　（以上一月十七日）
瑞宝単光章　上一克己
瑞宝単光章　上一月十五日
瑞宝単光章　上一月十四日
瑞宝単光章　上一月十三日
瑞宝単光章　上一月十二日
瑞宝単光章　上一月十一日
瑞宝単光章　上一月十日
瑞宝単光章　上一月九日
瑞宝単光章　上一月八日
瑞宝単光章　上一月七日
瑞宝単光章　上一月六日
瑞宝単光章　上一月五日
瑞宝単光章　上一月四日
瑞宝単光章　上一月三日
瑞宝単光章　上一月二日
瑞宝単光章　上一月一日
瑞宝単光章　（以上一月十八日）
瑞宝双光章　（一月二十二日）
瑞宝双光章　（一月二十一日）
瑞宝双光章　（一月二十日）
瑞宝双光章　（一月十九日）
瑞宝双光章　（一月十八日）
瑞宝双光章　（一月十七日）
瑞宝双光章　（一月十六日）
瑞宝双光章　（一月十五日）
瑞宝双光章　（一月十四日）
瑞宝双光章　（一月十三日）
瑞宝双光章　（一月十二日）
瑞宝双光章　（一月十一日）
瑞宝双光章　（一月十日）
瑞宝双光章　（一月九日）
瑞宝双光章　（一月八日）
瑞宝双光章　（一月七日）
瑞宝双光章　（一月六日）
瑞宝双光章　（一月五日）
瑞宝双光章　（一月四日）
瑞宝双光章　（一月三日）
瑞宝双光章　（一月二日）
瑞宝双光章　（一月一日）
瑞宝双光章　（各通）
瑞宝単光章　（以上一月十日）
瑞宝単光章　（各通）（以上一月十八日）
瑞宝単光章　（以上一月十二日）
瑞宝単光章　（各通）（以上一月十一日）
瑞宝単光章　（以上一月十日）
瑞宝単光章　（各通）（以上一月九日）
瑞宝単光章　（以上一月八日）
瑞宝単光章　（以上一月七日）
瑞宝単光章　（以上一月六日）
瑞宝単光章　（以上一月五日）
瑞宝単光章　（以上一月四日）
瑞宝単光章　（以上一月三日）
瑞宝単光章　（以上一月二日）
瑞宝単光章　（以上一月一日）
瑞宝単光章　（各通）（以上一月十日）
瑞宝単光章　（各通）（以上一月十八日）
瑞宝双光章　（一月二十一日）

官庁報告

法　　務

公証人任免

小尾仁は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中井憲治の後任を命ぜられた。（二月十三日）（法務省）

労　　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年２月21日

関東運輸局長　持永　秀毅

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,450円」を「246,450円」に、「228,700円」を「229,700円」に、「186,850円」を「187,850円」に、「177,250円」を「178,250円」に改める。

２．関東海上旅客運送業最低賃金第４項中「242,050円」を「243,050円」に、「180,600円」を「181,600円」に改める。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「186,000円」を「187,000円」に改める。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「186,000円」を「187,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年３月23日から効力を生ずる。

神戸運輸監理部最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年２月21日

神戸運輸監理部長　秋田　　務

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,500円」に、「228,700円」を「230,050円」に、「186,550円」を「187,900円」に、「177,250円」を「178,600円」に改める。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,400円」を「242,700円」に、「179,600円」を「180,900円」に改める。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「196,800円」を「199,800円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年３月23日から効力を生ずる。

沖縄総合事務局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年２月21日

内閣府沖縄総合事務局長　能登　　靖

１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,150円」に、「228,700円」を「229,700円」に、「186,550円」を「187,550円」に、「177,250円」を「178,250円」に改める。

２．沖縄海上旅客運送業最低賃金第４項中「242,050円」を「243,050円」に、「180,600円」を「181,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年３月23日から効力を生ずる。

最低工賃の廃止決定に関する公示

石川労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、石川県横編ニット製造業最低工賃（平成14年石川労働局最低工賃公示第１号）を平成29年２月20日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成29年２月21日

石川労働局長　小奈　健男

資　　料

機械受注統計調査報告（平成28年12月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。